

答。
 貴会委員の暴行被害報告を察し、その旨を以て関係諸君の
 尚本會諸君の報告を以て日本、西蔵、兩處國聯合の報告に於て
 あり。
 升の資金の取集する貴会が會連財団として二層の管理に於ては
 すべき一舉兩得ともなる故に、既述諸君に於ては、その一
 層を以て夫の連入管理に於ては、共に貴会財団と被害者の諸君
 とで、協同して之を夫自費として資金の管理を以てる場合には、
 因に、その一層を以て財団支費とする場合には、その一層の報告に
 ○ 謝答

根拠人謝詞會福岡出張所

財團協調會福岡出張所

常务理事
 労働課長
 事務主任

發第五八號

昭和九年七月五日

福岡出張所長 清原

協調會常务理事 吉田 茂 殿

日鐵二瀬鑛業所中央礦務務係暴行事件
標記の件別紙の通御報告申上候



用	9. 7. 12
	4879